

公立大学法人横浜市立大学鶴見キャンパス飲料自動販売機設置・運営業務 仕様書

1 業務の概要

- (1) 件名 公立大学法人横浜市立大学鶴見キャンパス飲料自動販売機設置・運営業務
- (2) 内容 公立大学法人横浜市立大学鶴見キャンパスにおける飲料自動販売機を設置・運営する業務
- (3) 設置場所・台数
ア 設置場所：横浜市鶴見区末広町 1-7-29
　　公立大学法人横浜市立大学鶴見キャンパス
　　詳細は、別表「自動販売機設置一覧」及び「図面」を参照すること。
　　※1 「図面」において、図示した設置場所は、協議の上、変更することができる。
　　※2 自動販売機設置場所を本学が使用する必要が生じた場合には、設置場所の変更又は撤去を要請する場合がある。
イ 台数：2台(すべて屋内)

2 費用負担

自動販売機に伴う次の各費用は設置事業者の負担とします。

- (1) 貸付料
　　単価：(講義棟2台) 屋内1台につき、1,600円(税別)／月
　　※別途消費税がかかります。
- (2) 光熱水費
　　自動販売機設置時に電気使用量の計測専用の個別メーターを設置し、
　　その計測結果に基づき算出した電気使用料金を負担すること。
　　個別メーターを設置できない場合は、自動販売機の使用電力と稼働率に基づき算出された
　　電気使用料金を負担すること。
　　電気使用料=電気使用量個別メーター測定値×鶴見キャンパス電気単価
　　(参考：令和7年度 =夏季 19.148円／kWh※税込、その他季 18.479／kWh※税込)
- (3) 売上手数料
　　設置する飲料自動販売機の売上金額(税抜)を合計した金額に売上手数料率を乗じて
　　算出された金額
　　(算出された金額に1円未満の端数が生じる場合は切捨とします。)
- (4) 各費用の入金時にかかる銀行振込手数料
- (5) 搬入・据付作業に伴う材料・工具費用
　　運営上必要な空調・衛生・電気設備等が追加で必要な場合も設置事業の負担とします。
- (6) 契約変更及び終了時の自動販売機移転・撤去に伴う費用及び原状回復費用
- (7) 自動販売機に併設する回収容器等の設置、修理、更新等の費用
- (8) 商品補充・廃棄物回収運搬処理等のメンテナンス費用
- (9) 電気使用量の計測専用の個別メーター設置及び運用にかかる費用
- (10) その他自販機設置・運営に関する費用

3 販売商品

- (1) 商品構成
　　ア 販売商品は定期的に変更することとし、販売内容が偏らないようにすること。
　　※ 大学特性等で変更が必要な場合で、かつ、本学からの申し出があった場合、速やかに変更す
　　ること。
　　イ たばこ及び酒類又は類似品の販売は禁止とする。
- (2) 販売価格
　　ア 飲料自販機の販売価格は、標準価格から20円以上値引きすること。
- (3) 商品補充
　　ア 販売実績及び需要予測から、売切れが発生しないように商品補充を頻回に行うこと。

4 自動販売機及び空容器の回収箱

(1) 設置する自動販売機の機能

ア 電子マネー

- ・交通系電子マネー（Suica 及び PASMO）及びモバイル決済サービス（PayPay 等）のいずれも使用できること。モバイル決済サービスは 1 種類以上導入することとし、種類を増やすよう努めること。

イ 環境対策

- ・自動販売機はトップランナー基準及びグリーン購入法に適合したノンフロン対応機・ヒートポンプ機を採用することとし、その他にも省エネに努めること。

ウ その他

- ・契約期間中に故障等の症状がみられた場合は、自動販売機を交換すること。
- ・契約期間中において、上記アからウにかかる最新の機種があれば本学に提案し、協議の上、入れ替えを行うこと。

(2) 空容器の回収箱

原則として、自動販売機 1 台につき 1 個以上設置することとし、契約締結時に本学が指定する場所に設置すること。ただし、本学が認めた場合は設置不要とする。

(3) デザイン

自動販売機及び空容器の回収箱は、周辺環境と調和したデザイン、色とすること。

(4) 設置スペース

別表「自動販売機設置一覧」及び「図面」を参照し、設置機器のサイズなど協議の上、設置可能な機器を設置すること。

5 廃棄物の回収運搬処理

(1) 方法

自動販売機に併設した空容器の回収箱の廃棄物については、設置事業者の責において処理するものとする。処理にあたっては、法律条例の規定に基づき、適切なリサイクル処理を実施するものとし、設置事業者が設置した自動販売機において販売した商品以外の廃棄物が混入していた場合にも同様に処理すること。

(2) 回収頻度等

回収箱から廃棄物があふれない程度に行うこととし、周辺環境の美化に努めること。

回収頻度について本学から要請があった場合は協議の上、回数を決定することとする。

また、回収時に床面等に液体の漏出があった場合は直ちに拭き上げる等、学内の衛生環境が悪化しないよう十分配慮すること。

6 管理運営上の遵守事項

(1) 設置

自動販売機の設置にあたっては、日本工業規格（JIS）及び業界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を行うこと。

(2) 管理運営

ア 設置事業者は、自動販売機の設置・管理・運営に必要な一切の業務

（フルオペレーション業務）を行い、商品の補充、売上金の回収、釣銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫と補充管理を行うこと。

イ 商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

ウ 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、設置者の負担とする。なお、新たな電気工事を必要とするものについては、設置工事より前に本学の承認を受けることとし、工事は電気関係法令を遵守して施行すること。

エ 販売商品の搬入、廃棄物等の搬出を行う時間及び経路については、本学の指示に従うこと。

オ 自動販売機本体及び空容器の回収箱の清掃を行い、清潔さを保つこと。

カ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情申出先については、設置事業者の責において

対応するとともに、本体に販売管理会社の名称及び故障時等の連絡先を明記すること。

キ 自動販売機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

ただし、業務の一部を第三者に委託することは許可する。その場合、第三者に委託した業務に伴う行為について、設置事業者が本学に対してすべての責任を負うこととする。

また、設置事業者は第三者が本学との契約を遵守するために必要な事項について、第三者と約定すること。

ク 契約期間満了又は契約解除により、自動販売機を撤去した場合には、本学が指定する期日までに設置事業者の負担のもと原状回復を行い、本学の確認を受けることとする。

ケ 自動販売機ごとの売上個数及び売上金額をひと月ごとに取りまとめて、

翌月 15 日までに売上報告書により報告すること。なお、売上報告書の書式については本学と協議の上決定とする。

7 災害発生時の対応

横浜市鶴見区において災害が発生し、本学が飲料の提供を必要と判断した場合には、設置事業者が設置する自動販売機内の飲料を無償で提供することとする。

8 賠償責任について

販売商品（衛生管理に起因するものを含む）、自動販売機に起因する事故による本学及び第三者への賠償は、設置事業者の責において全て行うこととする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項については、本学と協議の上決定するものとする。

(別表) 自販販売機設置一覧

No	設置場所	目的
1	講義棟 1 階 入口エントランス	1 階 飲料販売
2	講義棟 2 階 自動販売機コーナー	2 階 飲料販売

※転倒防止板・放熱余地・空容器の回収箱のスペースは含みません。

(参考) R5-R6 売上情報

飲料自販機 1 台あたりの平均販売本数は以下のとおりです。いずれも 10 本単位で四捨五入した数値です。

また、本数は目安であり、売上を保障するものではありません。

講義棟 1 階：平均 1,000 本／月

講義棟 2 階：平均 500 本／月